

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ネイス株式会社			コード	589A
提出日	2026/6/30	異動（予定）日	2026/6/30		
独立役員届出書の提出理由	新規上場に伴う届出のため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	大津 武	社外取締役	○										△				指定	有
2	西野 比呂子	社外取締役	○													○	指定	有
3	古木 美也子	社外監査役	○													○	指定	有
4	佐藤 孝幸	社外監査役	○													○	指定	有
5	安本 拓樹	社外監査役	○													○	指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社は2022年12月から2024年11月の期間において、大津武氏と経営全般に関する指導、助言等のコンサルティング業務に関する業務委託契約を締結しておりました。なお、当該取引は現在終了しており、各期の支払い報酬は2023年8月期に90万円、2024年8月期に120万円、2025年8月期に30万円と、取引額が僅少であります。これらの経緯及び性質に照らし、当社、及び大津武氏双方にとって金額の重要性が軽微であり、かつ株主・投資家の投資判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	大津武氏はプロバティマネジメント会社での事業運営や企業経営に関する専門的な見識を有し、当社経営に対する有益な意見や助言が期待できるものと判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間において、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立性を有していると判断しております。また、当社は同氏に対し、経営全般に関する指導、助言等のコンサルティング業務に関する業務委託契約に基づく報酬を支払っていましたが、2024年11月に同氏が社外取締役に就任した際に、同契約を終了しております。
2	該当事項はありません。	社外取締役である西野比呂子氏は、弁護士として法令に関する相当な知識を有しており、当社経営に対する有益な意見や助言が期待できるものと判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間において、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立性を有していると判断しております。
3	該当事項はありません。	社外監査役である古木美也子氏は、上場企業での内部監査及び監査役監査経験を通じて、ガバナンス及びコンプライアンスに関する豊富な経験と見識を有しており、監査機能を十分発揮できるものと判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間において、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立性を有していると判断しております。
4	該当事項はありません。	社外監査役である佐藤孝幸氏は、弁護士として法令に関する相当な知識ならびにグローバルな視点を有しており、当社経営に対する監査機能を十分発揮できるものと判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間において、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立性を有していると判断しております。
5	該当事項はありません。	社外監査役である安本拓樹氏は、事業会社での経理財務に係る経験ならびに監査法人における公認会計士としての豊富な経験と見識を有しており、監査機能を十分発揮できるものと判断し、選任しております。なお、同氏と当社との間において、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立性を有していると判断しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。